

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和7年2月21日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市規則第9号

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する  
規則

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例施行規則(平成9年鳥取市規則第17号)  
の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(分担金に係る督促及び延滞金)

第4条 分担金に係る督促及び延滞金の徴収は、鳥取市税外収入金の督促及び延滞金  
の徴収に関する条例(昭和36年鳥取市条例第14号)の定めるところによる。

様式第1号中

「 7 督促手数料及び延滞金

分担金を納期限までに納付されなかった場合は、次のものを併せて納め  
なければなりません。

- |           |                        |   |
|-----------|------------------------|---|
| (1) 督促手数料 | 円                      | を |
| (2) 延滞金年  | %。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する |   |
| 日までの期間は   | %の割合で計算した金額            | 」 |

「 7 延滞金

分担金を納期限までに納付されなかった場合は、次のものを併せて納め

を

に

なければなりません。

延滞金年 %。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は %の割合で計算した金額」

改める。

様式第2号中

「

通知書番号		分担金額	
督促手数料			

を」

「

通知書番号		分担金額	
-------	--	------	--

に改める。」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。